

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成31年1月24日(2019.1.24)

【公表番号】特表2018-506355(P2018-506355A)

【公表日】平成30年3月8日(2018.3.8)

【年通号数】公開・登録公報2018-009

【出願番号】特願2017-542463(P2017-542463)

【国際特許分類】

A 6 1 B 5/00 (2006.01)

A 6 1 B 5/02 (2006.01)

【F I】

A 6 1 B 5/00 D

A 6 1 B 5/02 3 1 0 A

【手続補正書】

【提出日】平成30年12月6日(2018.12.6)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

プロセッサにより実行可能な命令のセットを格納する非一時的コンピュータ可読記憶媒体であって、前記プロセッサにより実行されるとき、前記命令のセットが、前記プロセッサに、

複数のデータ点を含むデータを受信するステップであって、前記データ点のそれぞれが、第1の軸に沿った値と第2の軸に沿った値とを含む、ステップと、

前記データを前記第1の軸に沿って複数のビンに分割するステップであって、前記データが表示される表示デバイスの物理的属性に基づき前記データが分割される、ステップと、

前記ビンの1つに関して、代替データ表現が使用されるべきかどうかを決定するステップであって、前記ビンの1つにおけるデータ点の数が、第1の閾値より大きいとき、前記代替データ表現が前記ビンの1つにおいて使用される、ステップと、

前記データのプロットを表示するステップであって、前記代替データ表現が使用されるべきであると決定されるとき、前記ビンの1つに対して前記代替データ表現が使用され、前記代替データ表現が使用されるべきでないと決定されるとき、前記ビンの1つに対してラインプロットが使用される、ステップとを実行させる、非一時的コンピュータ可読記憶媒体。

【請求項2】

前記決定するステップが更に、前記ビンの1つにおける前記データ点の値の範囲に基づかれる、請求項1に記載の非一時的コンピュータ可読記憶媒体。

【請求項3】

A) 前記ビンの1つにおけるデータ点の数が第1の閾値より大きく、かつB) 前記ビンの1つにおける値の範囲が、第2の閾値より大きいとき、前記代替データ表現が、前記ビンの1つで使用される、請求項2に記載の非一時的コンピュータ可読記憶媒体。

【請求項4】

前記ビンの各々が、前記表示デバイスの1つのピクセル列を有する、請求項1に記載の非一時的コンピュータ可読記憶媒体。

【請求項 5】

前記代替データ表現が、ラインヒストグラムを有する、請求項1に記載の非一時的コンピュータ可読記憶媒体。

【請求項 6】

前記ラインヒストグラムが、前記BINの1つにおける前記データ点の平均値を有する、請求項7に記載の非一時的コンピュータ可読記憶媒体。

【請求項 7】

前記代替データ表現が、前記BINの1つにおける前記データ点の平均値を示す第1のラインと、前記BINの1つにおける前記データ点の値の分位数を示す第2のラインとを有する、請求項1に記載の非一時的コンピュータ可読記憶媒体。

【請求項 8】

システムであって、

複数のデータ点を含むデータを受信するデータインターフェースであって、前記データ点のそれぞれが、第1の軸に沿った値と第2の軸に沿った値とを含む、データインターフェースと、

表示デバイスと、

命令のセットを格納する非一時的メモリと、

前記命令セットを実行するプロセッサとを有し、前記プロセッサが、

前記データを前記第1の軸に沿って複数のBINに分割するステップであって、前記データが、前記表示デバイスの物理的属性に基づき分割される、ステップと、

前記BINの1つに関して、代替データ表現が使用されるべきかどうかを決定するステップであって、前記BINの1つにおけるデータ点の数が、第1の閾値より大きいとき、前記代替データ表現が前記BINの1つにおいて使用される、ステップと、

前記データのサンプルのプロットを前記表示デバイスを用いて表示するステップであって、前記代替データ表現が使用されるべきであると決定されるとき、前記BINの1つに対して前記代替データ表現が使用され、前記代替データ表現が使用されるべきでないと決定されるとき、前記BINの1つに対してラインプロットが使用される、ステップとを実行する、システム。

【請求項 9】

前記決定するステップが更に、前記BINの1つにおける前記データ点の値の範囲に基づかれる、請求項8に記載のシステム。

【請求項 10】

A) 前記BINの1つにおけるデータ点の数が第1の閾値より大きく、かつB) 前記BINの1つにおける値の範囲が、第2の閾値より大きいとき、前記代替データ表現が、前記BINの1つで使用される、請求項9に記載のシステム。

【請求項 11】

前記BINの各々が、前記表示デバイスの複数のピクセル列を有する、請求項10に記載のシステム。

【請求項 12】

前記代替データ表現が、ラインヒストグラムを有する、請求項10に記載のシステム。

【請求項 13】

前記代替データ表現が、前記BINの1つにおける前記データ点の平均値を示す第1のラインと、前記BINの1つにおける前記データ点の値の分位数を示す第2のラインとを有する、請求項10に記載のシステム。

【請求項 14】

前記代替データ表現が、前記データのカーネル密度推定値、前記データの分布関数のパラメトリック推定値、又は近周期データに関する周期当たりの平均信号の1つを有する、請求項10に記載のシステム。

【請求項 15】

表示デバイスを制御する方法において、

複数のデータ点を含むデータを受信するステップであって、前記データ点のそれぞれが、第1の軸に沿った値と第2の軸に沿った値とを含む、ステップと、

前記データを前記第1の軸に沿って複数の bin に分割するステップであって、前記データが表示される表示デバイスの物理的属性に基づき前記データが分割される、ステップと

、第1のデータ表現又は第2のデータ表現を使用してデータ点が表示されるべきかどうかを決定するステップであって、前記決定するステップが、前記 bin の1つにおけるデータ点の数に基づかれる、ステップと、

前記データのプロットを表示するステップであって、前記第1のデータ表現が使用されるべきと決定されるとき、前記データ点の少なくとも一部のヒストグラム表現が表示され、前記第2のデータ表現が使用されるべきと決定されるとき、前記データ点の少なくとも一部の第2の種類の表現が表示される、ステップとを有する、方法。